

人権だより

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校
令和6年7月5日発行
(第4号)

夏休みまで、あと2週間 「インターネットは危険がいっぱい」

ネットいじめは最大の「人権侵害」

もうすぐ夏休みですが、毎年トラブルが多発する、SNSなど、ネットによるトラブルが心配です。被害に遭わないように、日頃から対策を立て、実行することが大切です。

現代社会は「ネット社会」と呼ばれ、スマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでもインターネットに接続するようになりました。また、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）や動画投稿サイト、動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範囲に伝わるといったメディアの特性、情報配信の容易さ、匿名性などから、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

プライバシーの侵害としては、掲示板等への個人情報無断公開、コンピューターウイルスや不正アクセスなどによる個人情報の取得、スマートフォンなどを介した不正なアプリケーションによる情報流出といった悪質な事件が多発しています。

また、特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでの子ども同士のいじめ等の他、未成年者がインターネットを通じた誘いにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪行為も多発しています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、外国人や障がい者などに関する差別的な書き込みなども深刻な社会問題となっています。



その書き込み 大丈夫?

ネット社会では、軽い気持ちで書き込んだ内容をきっかけに、いじめや自殺など、大きな事件へ発展するケースが最近特に多く見られるようになりました。

発信する前に、もう一度、よく考えましょう。

全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権110番）

全国共通人権相談ダイヤル…	0570-003-110	（ゼロゼロみんなのひやくとおぼん）
子どもの人権110番…	0120-007-110	（ゼロゼロなのひやくとおぼん）
女性の人権ホットライン…	0570-070-810	（ゼロナナゼロのハートライン）

「子どもの権利条約」とは

子どもの権利条約は、世界中の、すべての子どもたちが持つ権利を定めた条約です。1989年10月20日、第44回国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が権利を持つ主体であることを明確に示しました。子どもが、おとなと同じように、一人の人間としても様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。条約の採択は、世界中で、子どもたちの状況の改善につながってきました。

「子どもの権利条約」に定められている権利



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる



育つ権利

勉強したり、遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる



守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできる

このように、子どもの人権は国際条約によって守られています。これから学校が休みになり、長い夏休みになりますが、もし困ったことがあったら、一人で悩まず、相談してみてください。子どもの人権SOSミニレターを活用するのもいいと思います。

中学生人権作文コンテストに応募しよう

人権尊重の重要性や必要性について考え理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることは未来を担う私たちにとって大変重要なことであり必要なことです。あなたの意見を作文にして応募してみませんか。募集要項は裏面をご覧ください。人権担当窓口 伊藤